

行政制度等の調整方針（参考）

平成16年7月
鹿児島地区合併協議会

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(21) 公園 -1	5 1 2 公園 (公園緑化課所管) 管理運営については、「鹿児島市公園条例」による。	1 3 公園 (牟礼岡中央公園、牟礼岡第2公園、牟礼岡第3公園、牟礼岡第4公園、牟礼岡第5公園、牟礼岡第6公園、牟礼岡第7公園、牟礼岡第8公園、牟礼岡第9公園、牟礼岡第10公園、牟礼岡第11公園、前迫団地公園、早馬下公園) 管理運営については、「吉田町地域公園の管理に関する条例」による。	2 公園 (城山自然恐竜公園、クロマツ親水公園) 管理運営についての条例なし。	6 公園 (みどり公園、ひまわり公園、星和公園、月野公園、かじか公園、仮屋崎公園) 管理運営については、「喜入町公園の設置及び管理に関する条例」による。
(21) 市営及び町営住宅 -2	【公営住宅】 3 5 住宅 1 0 , 1 2 9 戸 管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。	【公営住宅】 9 住宅 6 0 戸 (6 号団地、1 5 ・ 1 6 号団地、2 0 号団地、大原住宅、大原団地、梅ヶ丸団地、高岡団地、桑之丸団地、東団地) 管理運営については、「吉田町町営住宅管理条例」による。	【公営住宅】 6 住宅 9 1 戸 (藤野団地、小池団地、中尾団地、西道団地、袴腰団地、長谷浜団地) 管理運営については、「桜島町公営住宅管理条例」による。	【公営住宅】 1 8 住宅 7 3 戸 (瀬々串 A、瀬々串 B、瀬々串 C、中名 B、宮地、一倉 A、一倉 B、一倉 C、一倉 D、一倉 E、前之浜 A、前之浜 B、前之浜 C、前之浜 D、生見 A、生見 B、生見 C、生見 D) 管理運営については、「喜入町公営住宅管理条例」による。
	【特定公共賃貸住宅】 1 住宅 1 5 戸 (下荒田住宅) 管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。	該当なし。	【特定公共賃貸住宅】 3 住宅 9 戸 (西白浜団地、松浦団地、東白浜団地) 管理運営については、「桜島町特定公共賃貸住宅管理条例」による。	該当なし。
	該当なし。	該当なし。	【若者定住促進住宅】 3 住宅 6 戸 (武若者いきいき住宅団地、二俣若者いきいき住宅団地、藤野若者いきいき住宅団地) 管理運営については、「桜島町若者いきいき住宅条例」による。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>1公園 (松元町折尾運動公園)</p> <p>管理運営については、「松元町折尾運動公園の設置及び管理に関する条例」による。</p>	<p>1公園 (早馬公園)</p> <p>管理運営については、「郡山町観光施設の設置及び管理に関する条例」による。</p>	それぞれ管理運営が異なる。	<p>5町の公園については、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。</p> <p>桜島町のクロマツ親水公園のうち県が設置した施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。</p>
<p>【公営住宅】 4住宅 89戸 (上谷口井之上団地、石谷高塚団地、上谷口入田団地、春山屋村台団地)</p> <p>管理運営については、「松元町営住宅設置管理条例」による。</p>	<p>【公営住宅】 7住宅 94戸 (ストリームタウン賦合、花尾町営住宅、南方町営住宅、中福良町営住宅、甲突町営住宅、西俣町営住宅、花尾第2町営住宅)</p> <p>管理運営については、「郡山町町営住宅の設置及び管理に関する条例」による。</p>	それぞれ管理運営が異なる。	5町の公営住宅については、合併時に鹿児島市の公営住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 それぞれ管理運営が異なる。	桜島町の特定公共賃貸住宅については、合併時に鹿児島市の特定公共賃貸住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町の若者いきいき住宅については、合併時に鹿児島市のその他住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の公営住宅の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(22) 消防水利整備事務事業 -6 (消火栓)	消火栓の設置維持管理に要する負担金を水道企業会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓 5 5 0 2 基 規格～地下ネジ式 負担金～67,348千円	消火栓の設置維持に要する負担金を簡易水道会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓～151箇所 規格～マチノ式 負担金～1,800千円	消火栓の維持管理に要する負担金を桜島町水道会計へ支出している。 消火栓～132基 規格～地下マチノ式 負担金～1,584,000円 (132基×1,000円×12月)	消火栓の設置維持管理に要する負担金は署で支出し、水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 規格 地上マチノ式：318基 地下マチノ式：1基 負担金～なし
(34) 兄弟都市等との交流(国内) -3	兄弟都市(山形県鶴岡市)と5年ごとに記念事業を開催。(昭和44年11月7日兄弟都市盟約) ・平成11年11月 本市にて30周年記念式典を実施。 ・平成6年11月 鶴岡市にて25周年記念式典を実施。 市教育委員会において、中学生の親善使節団の派遣・受入、勤労青年国内研修生の派遣・受入を実施	全国吉田町交流事業 全国の吉田町が産業・教育・文化における相互交流により友好と親善を深め、生活文化の向上を図ることにより、ふるさとを再認識し、将来に向かって活力ある町づくりに資する。	該当なし。	姉妹都市交流事業(沖縄県与那城町) ・喜入町姉妹都市事業推進協議会総会(毎年) ・各種団体交流(交通安全協会・自治会等) ・青少年交流(青少年の船:隔年交互実施) ・職員人事交流(各町1人:3ヶ月間(平成10年度～)) ・平成10年8月 10周年記念式典を実施(喜入町・与那城町で実施) ・来訪者受入
(36) 本岳消防コミュニティー -2	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
(37) 集会所(自治公民館)用 -8 地の貸付	有償 61ヶ所 無償 8ヶ所 有償貸付料は固定資産評価額を基に算定	無償 3ヶ所	該当なし。	無償 12ヶ所
(38) 自動交付機の設置 -4	該当なし。	1箇所設置 場所は役場から約7キロの団地内 交付種類は住民票、印鑑証明、所得額証明、課税額証明、納税証明 取扱時間は平日の9時から16時まで	該当なし。	該当なし。
(14) 個人市(町)民税 -1 個人市(町)民税の均等割税率	・標準税率 市民税3,000円	・標準税率 町民税2,000円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
消火栓の設置維持管理に要する費用は、一般会計繰出金により支出し水道事業として消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓220基 規格～地下マチノ式 繰出金～13年度実績なし	消火栓～194基 私設消火栓～5基 規格～地下マチノ式 負担金～なし	消火栓設置に係る予算の形態及び消火栓の規格が異なる。	負担金等については、合併時に鹿児島市の制度に統合し、消火栓の設置、維持等の事務は必要な調整をする。ただし、借地については、当分の間、現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	国内交流相手先の有無及び交流内容が異なる。	鹿児島市の兄弟都市との交流は現行どおりとし、吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向や地域の実情も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
該当なし。	設置年度 平成10年度 敷地面積 1,048.79㎡ 建物延床面積 134.21㎡ (集会所部分97.38㎡、 消防車庫36.83㎡) 構造 鉄筋コンクリート造、平屋 設置場所 郡山町嶽2385番地1	郡山町のみ。	郡山町の「本岳消防コミュニティセンター」については、合併時に引き継ぐものとし、管理運営については、合併時までに調整するものとする。
有償 4ヶ所 無償 9ヶ所(平田集会所を含む) 有償貸付料は固定資産評価額を基に算定 平田集会所の建物は合併時までに自治組織へ譲与予定	該当なし。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、貸付料については、合併時までに調整するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。ただし、税証明の種類等については、合併時までに調整するものとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・ 税率が異なる。 鹿児島市 3,000円 鹿児島市以外 2,000円	合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。